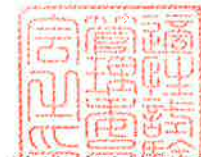


2016年（平成28年）9月23日

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 御中

適性試験管理委員会
委員長 鎌田

法曹養成制度における法科大学院適性試験のあり方について（意見）

平成28年9月末の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、当委員会が実施したアンケート結果を参考にして、法科大学院全国統一適性試験の在り方について議論がなされるとのことであるので、当委員会としては、それに向けてアンケート結果を公表するとともに、アンケート結果を踏まえ、今後の法科大学院制度のあるべき姿を形作るための一助となるべく意見を述べるものである。

平成13年6月12日に公表された司法制度改革審議会意見書において、新たな法曹養成制度の整備方針として、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核として、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである」との理念が謳われ、政府関係機関をはじめ、全国の大学、関係団体などがその理念を実現すべく、それぞれの役割において、さまざまな制度づくりを行った。

当委員会が実施してきた法科大学院全国統一適性試験も、司法制度改革審議会意見書において明示された『入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきである』『多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである』『入学試験においては、法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験（法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を行い、法学既修者に対して就業年限の2年への短縮を認める法科大学院にあっては、法学既修者としての入学を希望する者には適性試験に加えて法律科目試験（法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの）を行うという方向で、各試験の在り方を検討する必要がある。その際、適性試験は統一的なものとするのが適切である』との理念を実現すべく、平成12年から、さまざまなシンポジウムや研究会、複数回にわたり実施した模擬試験などを通じて、日本の法科大学院における入学者選抜試験としてあるべき姿を調査研究し、ほぼ現在の適性試験の形式に収れんし、現在に至るまで改善を続けながら実施してきたものである。

このように、司法制度改革審議会意見書に基づき法科大学院制度が設計され、適性試験のみならず、法科大学院設置基準や連携法、専門職大学院設置基準等も、この理念を前提に規定されていることは、平成28年5月11日の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会に提出された「適性試験のあり方に関する調査検討報告」にも明記されているとおりである。

しかしながら、このような司法制度改革の理念に基づき運営されてきた制度の設計そのものを変更する手続きがないまま、このたびの中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において適性試験の見直しに関してなされた議論が到達しようとしている適性試験の任意化という結論は、黎明期から関係者が心血を注いで継続・発展させてきた法科大学院制度の理念を異なる方向へと向かわせるものと思わ

れる。出願者が大幅に減少していることは、法科大学院制度が直面している重要な問題であるとはいえ、出願者数を増加させる方策として適性試験を入学者選抜の手続きから排除するということは、司法制度改革審議会意見書で謳われた法科大学院の理念を枉げ、法科大学院の将来に問題状況を出来せしめるものであると危惧する。

また、以下に述べるとおり、そのような危惧すべき認識が各法科大学院の現場にも浸透しつつあることが、今回、法科大学院に対して実施したアンケート結果において明らかになったことは、より深刻な事実として認識すべきであり、このような問題意識は、これまで当会が提出してきた意見書の繰り返しにもなるが、以下、改めて申し述べるものである。

《「法科大学院入学者選抜制度についてのアンケート調査結果」の総合的評価》

今回の法科大学院入学者選抜制度についてのアンケート調査結果の回答状況は別紙のとおりだが、回答内容を総合的にみると、以下の特徴が読みとれる。

現在の法科大学院各校の認識は、未修者選抜においては、法科大学院での履修適性を最重視しており、その点において適性試験を評価している法科大学院もあるが、適性試験を評価せず独自の面接や小論文によって選抜している法科大学院もある。また、既修者選抜においては、法律学の履修状況を最重視しており、適性試験よりも学部成績や法律科目試験の成績を重視している法科大学院が多い。

未修者選抜においては、全国的に統一された客観的な選抜制度としての適性試験がなくなった場合、入学者を面接や小論文によって選抜するとする回答が目立ったが、適性試験を利用せずに、各法科大学院が独自に実施する「評価が困難な」面接や小論文の成績に依存することは、従来と比して、受験者選抜が法科大学院の間で公平かつ客観的に実施されることを極めて困難にすることになるものである。

既修者選抜においては、法学部での成績や法律科目試験の成績を重視する傾向が顕著となる。法科大学院において、既修者にとっての「適性」とは「法律科目の成績が良いこと」であると認識されていることが多く、法律科目の成績の良い者を選抜する傾向が強まるようだが、本来、法科大学院教育は学部での法律知識履修の延長ではなく、法科大学院ならではの理論と実務の架橋を実現するための少人数かつ双方向・多方面の授業や実践的な学修の場であり、そのような学修に対する履修適性を測ることが求められるのではないか。このような認識が、豊かな法曹を養成せんとする本来の法科大学院教育の理念と離反する動きを顕在化させることを危惧するものである。

以上のように、本アンケート結果からは、適性試験が任意化された場合、法科大学院は適性試験を利用しなくなる方向が読み取れるが、それは同時に、今後の入学者選抜制度において、本来の豊かな法科大学院教育の履修に適した人材を客観的かつ公平に選抜することが困難になることを如実に裏付けているものである。

また、法科大学院の目的が学生を司法試験に合格させることのみにあるのではないことは、当委員会がこれまでの意見書等を通じて主張してきたところではあるが、一方で、司法試験に合格させることが法科大学院の重要な目的のひとつであることも事実である。そのような観点においては、入学者選抜において測る履修可能性のひとつが、司法試験の合格率との間に相関がある資料で測ることができるものが望ましいものと思料する。それを前提とすると、当委員会の検証・分析からは、適性試験成績と司法試験合格との相関の存在は明らかであり、司法試験に合格する者の適性試験スコアが高いことは証明されている。適性試験が現在の形で利用されなくなった場合、そのような司法試験の結果に対して予見可能性の高い指標がなくなることを指摘しておく。

ところで、各法科大学院が独自に有意な予測的妥当性を検証することは、選抜効果や各法科大学院の

サンプルの少なさなどの要因によりきわめて困難であるが、今回のアンケート結果も、①各法科大学院がその範囲で試みた限定的な検証結果と、②各法科大学院が身近な個別の学生に関する印象を全体の印象として誤認していることに基づくものも多いのではないかと推測される。このように、当委員会がこれまで実施してきた適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連に関する分析・検証結果が、法科大学院関係者に十分に浸透していないことが明らかになったことから、あらためて適性試験について理解を広げることが必要であることを痛感する。

なお、適性試験が任意化された後の入学者選抜制度における入学時成績と入学後成績、司法試験の合否との相関を調査することは、法科大学院入学者全員に共通する指標がなくなることから、実質的に有意な調査がきわめて困難になる。そのため、任意化が決定された後の限定された条件で、各法科大学院がどのような検証を行うことが可能なのか、当委員会として別途提案を行うことを検討している。

当委員会としては、法科大学院制度の創設以来 15 年にわたり実施してきた適性試験を通じて得た成果について、たとえ適性試験の任意化が決定されたとしても、その後においても、各法科大学院の入学者選抜の一助となるよう検討を行う所存である。

以上

法科大学院入学者選抜制度についてのアンケート調査結果

適性試験管理委員会分析委員会

- ・本アンケートは、平成 29 年度における入学者募集停止を公表していない法科大学院 42 校の法科大学院長・入試担当責任者に対して、平成 28 年 6 月 17 日に郵送したものである。回答校は 35 校（回答率は 83.3%）。
- ・本アンケートの結果は法科大学院の定員規模によって以下のとおり区分している。
大規模校=101 名以上、中規模校=51~100 名、小規模校(大)=30~50 名、小規模校(小)=29 名以下
- ・回答校数/対象校数=大規模校 6 校/6 校、中規模校 7 校/9 校、小規模校(大)16 校/16 校、小規模校(小)6 校/11 校
- ・表中の数字は回答数。※すべての回答校がすべての質問項目に回答しているわけではないことに留意。
- ・表中、大規模校は「大」、中規模校は「中」、小規模校(大)は「小(大)」、小規模校(小)は「小(小)」とする。

質問 1. 貴法科大学院では、入学者選抜において何を重視していますか。

選択肢: 1.強く重視している 2.重視している 3.重視していない 4.まったく重視していない

【未修者】	大				中				小(大)				小(小)				合計			
	選択肢⇒				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
a. 法学以外の専攻分野を修めていること	2	1	1	0	1	4	1	0	1	7	6	0	0	4	1	1	4	16	9	1
b. 社会経験を有すること	2	2	0	0	2	3	1	0	2	11	1	0	0	5	0	1	6	21	2	1
c. 履修可能性が高いこと	2	1	0	0	1	2	3	0	2	10	0	0	5	0	0	1	10	13	3	1
d. 学部成績が良いこと	2	1	1	0	0	6	1	1	2	8	3	0	2	4	0	0	6	19	5	1
e. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	5	1	0	0

「e.その他」の内訳

大規模校

- ・挑戦意欲が高いこと。

小規模校(大)

- ・独自試験。
- ・総合的に合否判定しているため「重視している」とも「重視していない」ともどちらともいえない。

小規模校(小)

- ・論理的に意思を伝える能力を習得していること。
- ・小論文、面接。
- ・当日の試験への対応力。

選択肢: 1.強く重視している 2.重視している 3.重視していない 4.まったく重視していない

【既修者】	大				中				小(大)				小(小)				合計			
	選択肢⇒				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
a. 法学以外の専攻分野を修めていること	1	2	1	0	0	0	4	2	0	2	10	0	0	2	3	1	1	6	18	3
b. 社会経験を有すること	1	3	0	0	0	2	3	1	1	8	4	0	0	3	2	1	2	16	9	2
c. 履修可能性が高いこと	1	2	0	0	1	3	1	1	2	7	2	0	5	0	0	1	9	12	3	2
d. 法律学の成績が良いこと	3	1	0	0	3	3	1	0	3	7	2	1	6	0	0	0	15	11	3	1
e. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	1	0	0	4	2	0	0

「e.その他」の内訳

小規模校(大)

- ・学部成績が良いこと。
- ・独自試験。
- ・法律試験の成績が良いことを重視しているが他の試験科目を含めて総合的に合否判定しているため、

どちらともいえない。

- ・検討中

小規模校（小）

- ・面接。
- ・当日の試験への対応力。

小括：入学者選抜において、未修者では履修可能性が高いことを最重視し、既修者では法律学の成績が良いことを最重視する法科大学院が多い。

質問2. 全国統一適性試験を法科大学院での履修適性を測る指標として、他の要素と比較してどのように評価していますか。

【未修者】	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. とても高く評価している	0	1	0	1	2
b. 高く評価している	2	2	7	1	12
c. あまり評価していない	1	3	7	4	15
d. まったく評価していない	0	1	0	0	1
e. その他	2	0	1	0	3

「e.その他」の内訳

大規模校

- ・学部の成績証明書その他の出願書類の審査結果、論述試験の成績、適性試験成績を総合的に考慮して合格者の決定を行っている。
- ・一定の評価はしているが、他の要素と比較して、より有意な指標だとは考えていない。

小規模校（大）

- ・ある程度評価している。

【既修者】	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. とても高く評価している	0	0	0	0	0
b. 高く評価している	1	3	2	1	7
c. あまり評価していない	1	3	12	5	21
d. まったく評価していない	1	1	0	0	2
e. その他	2	0	0	0	2

「e.その他」の内訳

大規模校

- ・学部の成績証明書その他の出願書類の審査結果、論述試験の成績を重視しつつ、適性試験の成績と総合的に考慮して合格者の決定を行っている。
- ・一定の評価はしているが、他の要素と比較して、より有意な指標だとは考えていない。

小括：質問1で未修者の入試で履修可能性を最重視している10校のうち、適性試験を「とても高く評価する」が1校「高く評価する」が4校あり、これらの法科大学院では、履修可能性を適性試験で判断していることが理解できる反面、「あまり評価していない」が5校ある。

質問3. 現在の適性試験には、どのような問題があると思いますか。(複数回答可)

	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. 実施時期が春だけなので、それ以降に希望しても法科大学院を受験できない ⇒秋や冬に実施した場合、どの程度受験者がいるとお考えですか(回答校数)	0	4	10	5	19
b. 受験会場が限定されているため、受験者が出願しにくい	1	1	4	1	7
c. 受験料が高い	1	4	10	6	21
d. 法科大学院で履修する能力があることを適切に測っているとは思えない	2	3	5	5	15
e. その他	2	0	3	0	5

「a.秋や冬に実施した場合の受験者規模に対する」の内訳

大規模校

- ・これだけ受験者が減少してしまった状況では、秋冬に実施しても劇的な効果は期待できない。やるならもっと前にやるべきであったと思う。

中規模校

- ・現実には予測はむずかしいと思う。
- ・かなりの数が見込める。

小規模校(大)

- ・11月中旬、翌1月、2月の入学試験前に説明会を解説しているが、適性試験未受験者が一定数参加している。
- ・就職試験や公務員試験の不調だった方が受験する可能性がある。
- ・受験者は少ないと思われる。

小規模校(小)

- ・年に3~4回実施し、受験料を下げた回数回の受験を通常とし、1年内の最高得点を利用させれば、一定数の受験者が恒常的に得られると思われる。
- ・本学では後期の入試の出願が可能となるため、本学の規模からみると約5名程度の受験者がいるものと考えられる。
- ・本学に限定した場合、10名程度の受験者がいるのではないかと考えている。

「e. その他」の内訳

大規模校

- ・法学既修者に関しては、適性試験の結果と入学後の成績及び司法試験の結果との間に有意な相関関係を見出しがたいこともあり、適性試験の受験を必要としていることが、むしろ法学既修者卒の志願者の負担になっている面があると推測している。
- ・未修者については、点から線のプロセスで適性を判断することが求められているが、それに対応できていないのではないかと。既修者に関しては、法律科目の試験で適性についても判断できるように思われる。

小規模校(大)

- ・既修者選抜では法律科目試験で足りる。
- ・法曹になるための途上に試験が多く、受験者を試験疲れさせる。

小括:「受験料が高い」が最も多く、次いで多い「試験実施時期」については、大規模校は問題視しておらず、小規模校で問題視している傾向がみられる。次いで「法科大学院で履修する能力があることを適切に測っているとは思えない」が続いた。

質問4. 秋に適性試験を実施する場合、いつが適当だと思いますか。(成績送付は試験後約1か月後)

	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. 9月	1	4	7	1	13
b. 10月	1	2	4	1	8
c. 11月	0	0	0	3	3
d. その他	3	1	0	1	5

「d. その他」の内訳

大規模校

- ・次年度以降の入試日程は未定。
- ・秋には必要ないと考える。
- ・各法科大学院の入試日程などと関連するので一概にはいえない。

中規模校

- ・春秋とも実施する必要がない

小規模校(大)

- ・年3~4回実施のプランを選択すべきではないか。

小括：9月が最も多く、10月が次いで多い。なお、9月とするところは国立大学に集中。上3.の設問で「秋に実施した場合の受験者規模」について回答があった大学では10月か11月実施を適当であると回答している。(9月が適当だとした国立大学は、それによる効果(人数規模)については回答していない)。秋試験を不要とする回答も複数ある。

質問5. 適性試験の利用が任意化された場合、入学者の適性を評価する上で不安なことはありますか。(複数回答可)

	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. 未修者選抜において、学部成績を中心に履修適性を測ること	0	2	1	1	4
b. 自校内で適性試験のように精度が高く公平な試験を実施すること	1	1	1	2	5
c. 試験結果についての説明責任をエビデンスに基づいて果たすこと	0	2	2	1	5
d. 全国一律の客観試験がなくなることにより、志願者の水準がわからなくなる	0	2	2	1	5
e. 今後、入学者選抜に関する認証評価がどのように変わるかわからないこと	3	2	10	4	19
f. 新たな入試制度を整えるために検討の時間が必要なこと	0	1	1	4	6
g. その他	0	2	1	1	4

「g. その他」の内訳

中規模校

- ・特になし。(2校)

小規模校(大)

- ・特になし。

小規模校(小)

- ・不安なことはない。

小括：最も不安が集中したのは、「今後、入学者選抜に関する認証評価がどのように変わるかわからないこと」であることであり、「新たな入試制度を整えるために検討の時間が必要なこと」が続く。これらについては、速やかにガイドラインの策定とそれに応じた各認証評価機関の認証評価基準を策定・公開することが課題であろう。

「自校内で適性試験のように精度が高く公平な試験を実施すること」や「試験結果についての説明責任をエビデンスに基づいて果たすこと」を不安視する大学もそれぞれ5校ある。「未修者選抜において学部成績を中心に履修適性を測ること」を不安視する大学も4校あり、これまで実施してきた入学者選抜試験との接続性がなくなることに伴う不安が一部にあることがみて取れる。

質問6. 適性試験の利用が任意化され全国一律の指標がなくなった場合、受験者の履修適性に関する水準を客観的に担保する方法について、どのように対応しようとお考えですか。(複数回答可)

【未修者】	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. 学部での成績(GPA)を参考にする	1	3	7	3	14
b. 小論文や面接などを通じて適性を測る	4	6	14	6	30
c. 独自の適性測定試験を実施する	0	1	0	1	2
d. その他	1	1	2	0	4

「d. その他」の内訳

大規模校

- ・今後検討する。

中規模校

- ・検討中。

小規模校(大)

- ・他の方法も考えられるが検討中。
- ・自己評価書・自己アピール書の記載内容を参考にする。

【既修者】	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. 学部での成績(GPA)を参考にする	2	4	7	3	16
b. 小論文や面接などを通じて適性を測る	2	3	5	6	16
c. 独自の適性測定試験を実施する	0	1	0	0	1
d. その他	2	3	8	3	16

「d. その他」の内訳

大規模校

- ・既に対応できている。
- ・法律科目の試験を参考にする。

中規模校

- ・論述式法律科目試験を課すことにより、論理的思考力、文書作成力を測る。
- ・検討中。
- ・入試科目(法律科目)で測ることができる。

小規模校（大）

- ・ 検討中。（2校）
- ・ 法学論文試験で学力を測る。
- ・ 独自試験。
- ・ 法律試験成績及び自己評価書・自己アピール書の記載内容を参考にする。
- ・ 法律科目論述試験を通じて適性を測る。
- ・ 筆記試験（法律科目）の実施。
- ・ 独自の法律科目試験及び口述試験によって適性を判断する。

小規模校（小）

- ・ 法律科目試験の出題の質を高め、適性判断の目的をも踏まえ、慎重・丁寧な採点を行うこと。
- ・ 法律科目試験を実施し、適性を測っている。
- ・ 法律専門試験に対する即日における対応力を参考にする。

小括：未修者では「小論文と面接などを通じて適性を測る」との回答が顕著で、そのうち半数の法科大学院が「学部での成績（GPA）を参考にする」。これは、現在の未修者入学選抜の多くで見られる形式であり、今後、いっそうその傾向が強くなることを示唆している。

既修者では、「小論文と面接を通じて」「学部での成績（GPA）を参考にする」といった選択肢と並び「既に法律科目試験で適性を測っている」とする回答が多い。

質問7. 適性試験の利用が任意化されても、適性試験が継続して実施された場合、貴法科大学院は受験者に従来のように適性試験の成績を利用しますか。

	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. 従来どおり利用する	0	0	0	1	1
b. 利用しない	2	2	7	3	14
c. 未修者選抜においてのみ利用する	0	0	1	0	1
d. 一部を利用する	0	0	0	0	0
e. 検討中	2	5	7	3	17
f. その他	1	0	1	0	2

「f. その他」の内訳**大規模校**

- ・ 今後検討する。

小規模校（大）

- ・ 検討する予定。

小括：「検討中」が最も多く、「利用しない」がそれに続く。適性試験が存続しても任意化されると利用意思が低いことが明らかになった。

質問 8. 適性試験の利用が任意化され、貴法科大学院の方針として適性試験の成績の提供を求めなくても、受験者から適性試験の成績が添付されてきた場合、それを参考にしますか。

	大	中	小(大)	小(小)	合計
a. 参考にする	0	3	5	1	9
b. 参考にしない	2	1	5	4	12
c. その他	2	3	4	2	11

「a. 参考にする」回答のうち「どのように利用しますか」の内訳

中規模校

- ・補足的な資料と考える。
- ・基礎学力がない者の振り分け。
- ・履修適性の客観的な指標として重視する。

小規模校(大)

- ・学修評価の対象の一つとする。
- ・成績が良好であれば加点要因の一つとする。
- ・任意提出資料として審査
- ・社会人経歴や資格取得など「その他」の選抜要素として考慮する。

小規模校(小)

- ・任意提出資料の一つとして考慮する。

「c. その他」の内訳

大規模校

- ・今後検討する。
- ・未定だが、志願者報告書の添付資料として評価対象とする。

中規模校

- ・組織内での検討が進んでいない。
- ・検討中。(2校)

小規模校(大)

- ・現時点では未定。
- ・検討中。(4校)

小規模校(小)

- ・未定。

小括：任意化後に、適性試験の成績が受験者から提出された場合、入学選抜において「参考にしない」が「参考にする」より3校多いが、「検討中」(8校)や未定も多い。

質問 9. 適性試験の利用が任意となった場合、現在の入学者選抜方法はどのように変わるとお考えですか。

【未修者】

大規模校

- ・小論文試験の出題方法を見直す。
- ・小論文、筆記試験、口述・面接試験、各種書面審査等の全部または一部を組み合わせで選抜する。
- ・非法律科目の論文試験を通じて適性を判断する。書類審査を適性判断に活用してきたが、審査ノウハウを整理し、共有し、活用することが一層重要となる。

中規模校

- ・筆記試験をしない「特別枠」などで障害が予想される。

- ・他学部，社会人出身者について特別選抜において面接で合否を決めていたが，この入試においても小論文試験が必要になると思われる。
- ・組織内での検討が済んでいない。
- ・独自の適性測定試験＋面接・小論文
- ・検討中。

小規模校（大）

- ・厳格に客観的な判定をすることは難しくなる。
- ・書類審査＋小論文試験または面接試験
- ・これまでも本学では論文答案，面接で受験者の論理的思考力を見ることに重点を置いてきているため，あまり変わらない。
- ・別の指標を導入する。
- ・面接試験の工夫が必要となる。
- ・適性試験に代わる方法を検討する必要がある。
- ・小論文重視となる。学部成績の重みが増す。
- ・本学独自試験にて，試験科目や試験内容を変更する可能性がある。
- ・大きく変わらないものとする。
- ・小論文と面接が中心となる。
- ・現在必須の要素としている適性試験の結果が，「その他の選抜要素」のひとつとして位置づけられることになる。
- ・小論文・面接を新たに設ける，もしくは，そのウェイトを高める。
- ・各大学がより幅広い人材を募集するため，特色入試が活性化する。
- ・検討中。

小規模校（小）

- ・適性試験の成績は TOEIC 等と同じく一定以上に対して加点する材料と扱われるにすぎず，各法科大学院の教育の特性などに応じて学力の向上を期待する学生を選抜できるように工夫がなされるであろうが，他方で，受験者・入学者維持のための経営安定化も進みかねないと思われる。
- ・当法科大学院においては，これまで実施してきた入学者選抜試験によって履修適性は十分に測られていると考えるので，大きな変化はない。全国的にも，さほどの変化は見られないと思う。
- ・特に未修者入試において，基準なき選抜となる可能性があるため，独自の適性選抜試験を実施する必要が生じる。統一された客観的指標がなくなってしまう。
- ・小論文の利用範囲が拡大する。
- ・変化はないと思われる。
- ・履修適格を測るため，面接試験を導入するとともに，志望理由書の記述分量，評価のウェイトを見直す。

【既修者】

大規模校

- ・変更なし。
- ・法律科目試験（論述試験）のほか，口述・面接試験，各種書面審査等の全部または一部を組み合わせて選抜する。
- ・法律科目の論文試験を通じて適性を判断する。書類審査を適性判断に活用してきたが，審査ノウハウを整理し，共有し，活用することが一層重要となる。

中規模校

- ・独自の適性測定試験＋独自の法律学試験
- ・組織内での検討が済んでいない。
- ・検討中。

小規模校（大）

- ・法律科目試験以外の選抜方法も導入しなければならなくなる。

- ・書類審査＋法律科目試験
- ・論文答案の採点において、論理的思考力の評価割合を増やす方向となろう。
- ・面接試験の工夫が必要となる。
- ・法学論文試験が中心となる。
- ・本学独自試験にて、試験科目や試験内容を変更する可能性がある。
- ・法律科目論述試験が中心となる。
- ・とくに変わらない。
- ・現行どおり。
- ・各大学の制度に大きな変更はないと考える。
- ・大きく変わらないものとする。
- ・検討中。

小規模校（小）

- ・適性試験の成績は TOEIC 等と同じく一定以上に対して加点する材料と扱われるにすぎず、各法科大学院の教育の特性などに応じて学力の向上を期待する学生を選抜できるように工夫がなされるであろうが、他方で、受験者・入学者維持のための経営安定化も進みかねないと思われる。
- ・当法科大学院においては、これまで実施してきた入学者選抜試験によって履修適性は十分に測られていると考えるので、大きな変化はない。全国的にも、さほどの変化は見られないと思う。
- ・入試の選抜において大きな混乱はないが、既修受験希望者は適性試験を受験する者が減少する可能性が高くなる。
- ・変わらない。
- ・法律科目試験の成績評価がより大きくウェイトを占める。
- ・履修適格を測るため、面接試験を導入するとともに、志望理由書の記述分量、評価のウェイトを見直す。

小括

【未修者】

全国統一の客観的指標がなくなることや厳格な客観的判断が困難になることを危惧する回答がある。今後の選抜手段としては、小論文や面接を中心とするという回答が多くみられ、小論文や面接のあり方を見直すとの回答も多い。その一方、入学者選抜方法はこれまでとあまり変わらないのではないかとする回答もあった。変わらないとする回答は、現在の入学者選抜でも小論文と面接を重視している法科大学院に多くみられる。

【既修者】

適性試験がなくなっても基本的に現在の入学者選抜と変わらないとする回答が多い。現在の法律科目試験を充実させる。あるいは、論文試験の中での論理的思考力を評価するとの回答もみられたが、法律科目論述試験を中心とするとの考えが顕著にあらわれた。

○中教審適性試験 WG の報告書の「3. 改善方策（3）その他」において、「各法科大学院においては各選抜方式と入学後の成績や司法試験の合格状況等の相関関係を分析し、入学者選抜における判定精度の向上に努めることが必要であり、これまでの入学者選抜における統一適性試験の成績とその他の選抜方法との相関関係についても分析を行うことが望ましい」とされています。

質問 10. そのような中で、貴学の中で、各選抜方式と入学後の成績や司法試験の合格状況等の相関関係について、今後、どのように検証されようとお考えですか。

大規模校

- ・入学者選抜試験の総合評価及び指標とした各項目のスコアと、入学後の成績や司法試験の合格状況等を比較照合してといったことが考えられよう。

- ・入試の総合点との相関を基本としつつも、論文試験点数との相関、書類審査の点数との相関を検証することとなる。

中規模校

- ・本学においては、従前の入試では適性試験の得点が比較的高い者しか入学しておらず、入学後の成績との相関や司法試験の可否との相関は弱いと考えている。小論文試験や法律科目試験との相関については、今後検証したいと考えている。

- ・検討中。(2校)

小規模校(大)

- ・データを分析する。
- ・これまで通り入学者選抜試験の成績と学内 GPA 及び修了後何年で合格したかの相関関係の有無を検証していただく。
- ・相関関係を検証する必要があると考えている。
- ・入学後の成績と入試成績(本学独自試験)との相関については、原級者や成績不振者を対象として、年度末に個別確認を既に行っているところであり、今後、検証の方法について議論していく予定である。
- ・本法科大学院出身法曹は多彩であり、これは入学選抜において総合的に可否を判定し、ダイバーシティが担保できているからであると考え。本法科大学院修了者の司法試験合格者は、学内成績上位者であり、これらの者が上記の観点での選抜により入学してきた者であることに鑑みると、各選抜方式ないし各試験科目に分けて検証することは困難であるだけでなく、多様性の確保というスタンスにはなじまないものと考え。
- ・データを更に分析することを考えている。
- ・選抜方式とGPAの相関については、従来以上に正確な検証方法を構築する。その上でGPAと司法試験の合格者との相関について検討する。
- ・検討中。(2校)

小規模校(小)

- ・今後、在学者数が急速に減少するなかで統計的に相関関係を検討するだけでなく、個々の学生の学力伸長度とその要因を学習指導において分析し、その要因が入試段階で判断できる要素たりうるのかを追求することを重視したい。
- ・従来どおり、各段階での成績評価及び最終可否の別をデータとして蓄積し、特に面接方法や面接評価が妥当に機能しているか否かを検証すると思われる。
- ・学部の成績、入試の際の面接内容、入学後の成績を対象に検証する。学生カルテを作成し、教員との面談内容、学習の進行状況をファイリングして、学生カルテを対象にして検証する。
- ・統計ソフトで検討。
- ・特になし。
- ・検証方法については、今後の検討課題とする。

小括：相関調査は、これから実施するとしている法科大学院が多い。

質問 1 1. 法科大学院入学者選抜について、どのようなご意見でも結構ですのご記入ください。

中規模校

- ・入試時の能力と入学後の能力は必ずしも一致しないことも多い(やる気を出すか出さないかで変わる)ので、あまり厳密に能力を測ることは反対。

小規模校(大)

- ・法科大学院関連者が法科大学院入学者選抜方法につきいくら努力しても、それを経ていない予備試験組が法曹となって活躍するケースが増えれば、上記努力を国民が評価するかどうか。
- ・多様なバックグラウンドを有する者を未修者コース3年間の法科大学院教育により法曹に育てるこ

とを標準とするなら、画一的な適性試験は、各法科大学院の養成すべき法曹像やアドミッションポリシー、ソクラテスメソッドを中心とする法科大学院教育と整合すべくもなく、その「適性」試験としてではなく「共通」試験として捉え直されるべきであり、試験科目としての採否、成績（総合成績や各分野の成績）の取扱いは、各法科大学院が独自に考えるべきものであろう。

- ・各法科大学院の自主的判断に委ねられるべきであり、適性試験の利用については全くの任意として、その有無について認証評価等での評価基準とするようなことがあってはならないと考える。
- ・任意化の実施が平成31年度入試からとされているところに関して、もっと早くに実施していただきたい。

小規模校（小）

- ・法曹あるいは法科大学院での学習に対する適性が学部教育等も含めて十分にトレーニングされているとは必ずしも言い難い状況で、その選抜試験のあり様はまだまだ検討を要するところである。
- ・適性試験のコストをおさえるために、コンピュータによる受験を可能にする制度をつくってみてはどうか（自動車免許取得の際の試験に類似するもの）。※時間制限を設けて、1回のみ受験ができるプログラムなど。
- ・非常に精密かつ厳密に能力をはかる試験となっているので、継続可能性を高めるため、過去問を含めて問題をランダムに出題してもよいのではないか。
- ・今後、適性試験が廃止の方向となるのであれば、特に未修者入試選抜のために、入試の際に適性試験や公務員試験の過去問を利用する制度を作っただけだとありがたい。⇒有料にしても良いかと思われる。
- ・入口と出口の広さを極力一致させようとする発想について再検討の余地はないのか。
- ・今後の状況変化に応じた適切な選抜方法の創出について、法科大学院が英知を集め協力していくことが大事である。
- ・特になし。（2校）

以上

適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連

- I) 適性試験と法科大学院成績の相関
- II) 適性試験と司法試験(2006〔H18〕～2015〔H27〕)の合否
 - a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い
 - b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い
- III) (参考) 入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提
 - a) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い
 - b) 法曹養成プロセスと各種試験
 - c) 相関係数の選抜効果

適性試験管理委員会事務局 2015年10月29日

1

I) 適性試験と法科大学院成績の相関

適性試験成績と学業成績の相関係数(中央値)

	1年次必修科目成績との相関	全必修科目成績との相関
既修者課程	0.361	0.234
未修者課程	0.657	0.688
両課程	0.480	0.534

*法科大学院統一適性試験(JLF)採用の6校の2004(H16)～2005(H17)入学生データ

*選抜効果を修正した相関係数

*中央値とは学校単位の相関係数を大小順にならべた場合に中央に位置する相関係数の値である。偶数個の場合は中央の2つの値の平均をとる。

出典:法科大学院協会『適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書【追加分】』(2008年3月)

合衆国適性試験(LSAT)成績と学業成績の相関係数(中央値)

	適性試験と1年次成績の相関
相関関係	0.39

* Law School Admission Council (LSAC)の相関研究プロジェクトに参加した全大学の2003年データ

* Law Schoolの1年次科目はほぼ必修科目のみ

出典:LSAC「LSAT(法科大学院統一試験)に関する相関研究シリーズ-第1年次の成績に関する報告書例」適性試験委員会編『法科大学院統一適性試験テクニカル・レポート2005』(商事法務、2006年)

※適性試験成績と1年次必修科目成績との相関係数の中央値は「既修者」0.361、「未修者」0.657であり、適性試験成績と学業成績との間には相関関係がある。

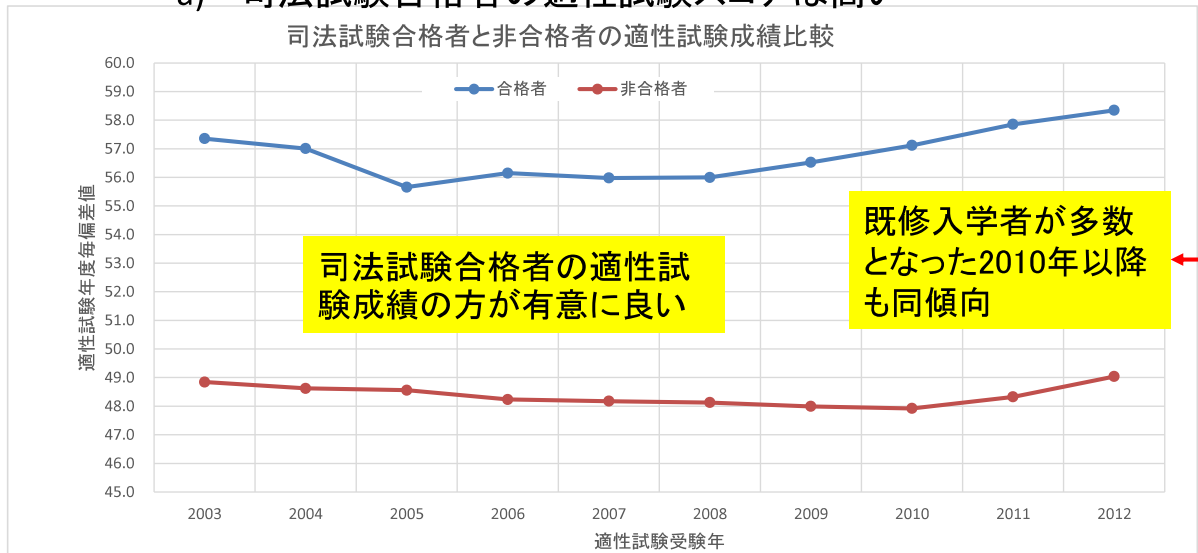
※相関係数は各大学で異なる値をとる。これは入学試験制度やそこでの適性試験の重みなどの違いに影響されていることも一因である。

※合衆国の同種の研究でも適性試験と1年次成績は、学校によって異なるが一定の相関を示している。

2

II) 適性試験と司法試験(2006〔H18〕～2015〔H27〕)の合否

a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い

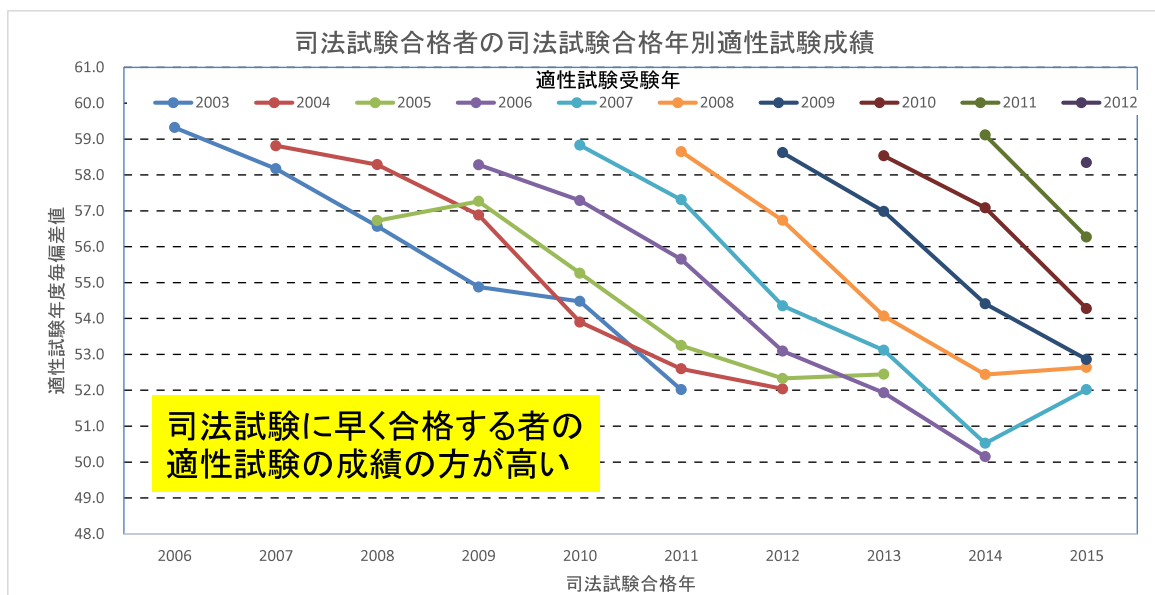


適性試験年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
適性試験合格者(a)	57.4	57.0	55.7	56.1	56.0	56.0	56.5	57.1	57.9	58.3
適性試験非合格者(b)	48.8	48.6	48.6	48.2	48.2	48.1	48.0	47.9	48.3	49.0
平均(a)-(b)	8.5	8.4	7.1	7.9	7.8	7.9	8.5	9.2	9.5	9.3
次年度の未修	3417	3481	3605	3544	3331	2823	2199	1704	1325	1081
既修	2350	2063	2179	2169	2066	2021	1923	1916	1825	1617

※成績平均は年ごとに計算した偏差値である。受験生集団の年度間の等質性が保障されていない点に留保が必要である。
 ※分析対象データは、2003-2010年のJLF適性試験受験者、2011-2012年の統一適性試験受験者、2006-2010年の新司法試験合格者、2011-2015年の司法試験合格者である。
 ※非合格者には、法科大学院非入学者、同非修了者、司法試験受験回避者、同不合格者に加え、法科大学院標準修業年限前に予備試験合格者として司法試験を受験し合格した者を含む。
 ※未修・既修別入学者数は、適性試験を受験した次年度の法科大学院の入学者数である。

3

b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い



出身学部別合格者数	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
法学部		1439	1618	1617	1679	1689	1685	1582	1397	1385
非法学部		412	447	426	395	374	359	347	250	279

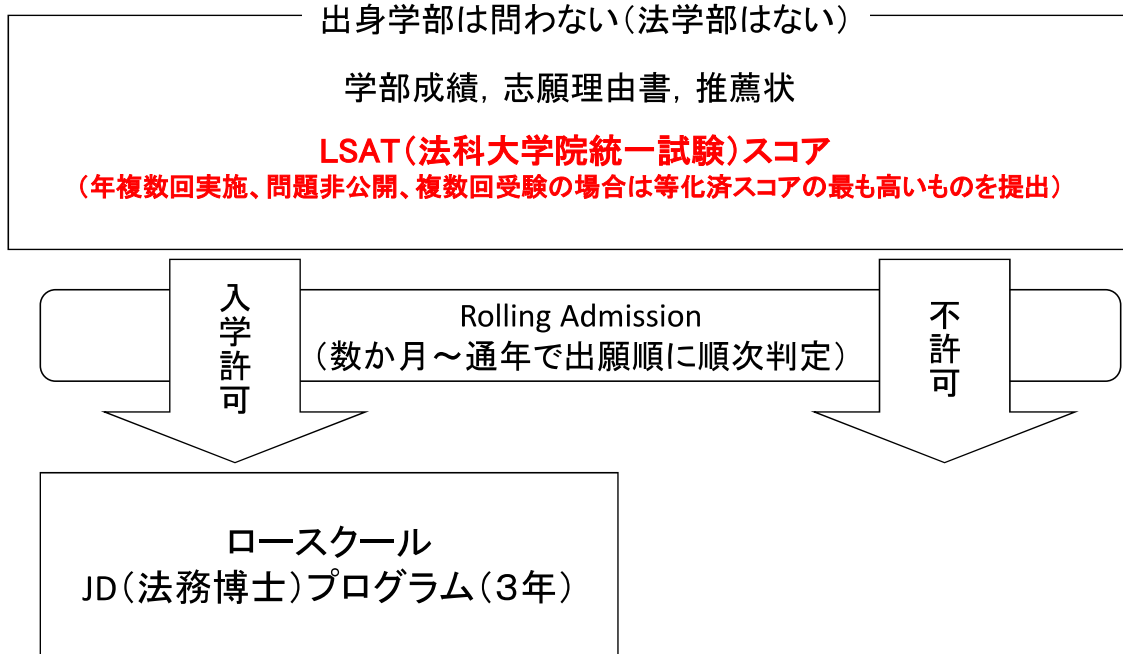
※成績平均は年ごとに計算した「偏差値」である。受験生集団の年度間の等質性が保証されていない点に留保が必要である。
 ※分析対象データは、2003-2010年のJLF適性試験受験者、2011-2012年の統一適性試験受験者のうち、2006-2010年の新司法試験合格者、2011-2015年の司法試験合格者である(法科大学院入学後標準修業年限前に予備試験合格者として司法試験に合格した者は除く)。
 ※2006年司法試験合格者の出身学部別内訳は不明。

4

III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提

a-1) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

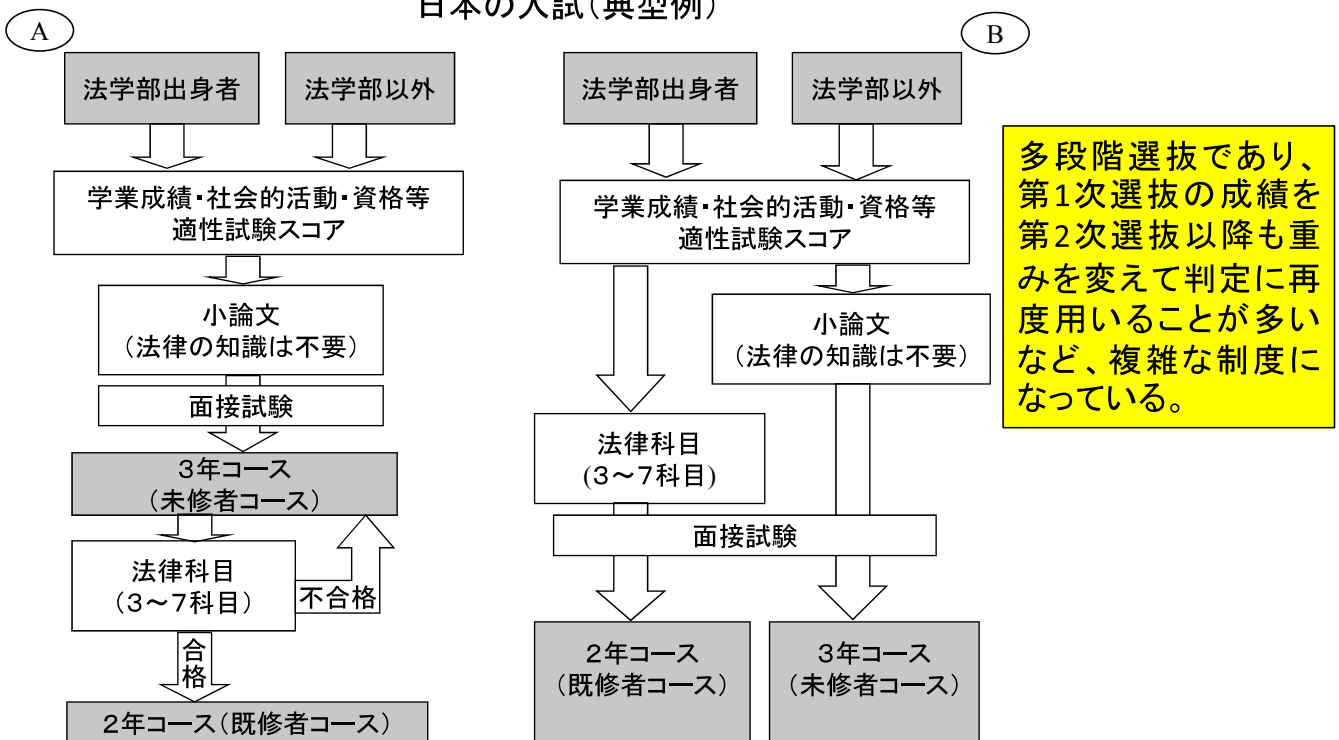
米国のロースクール入学者選抜(典型例)



5

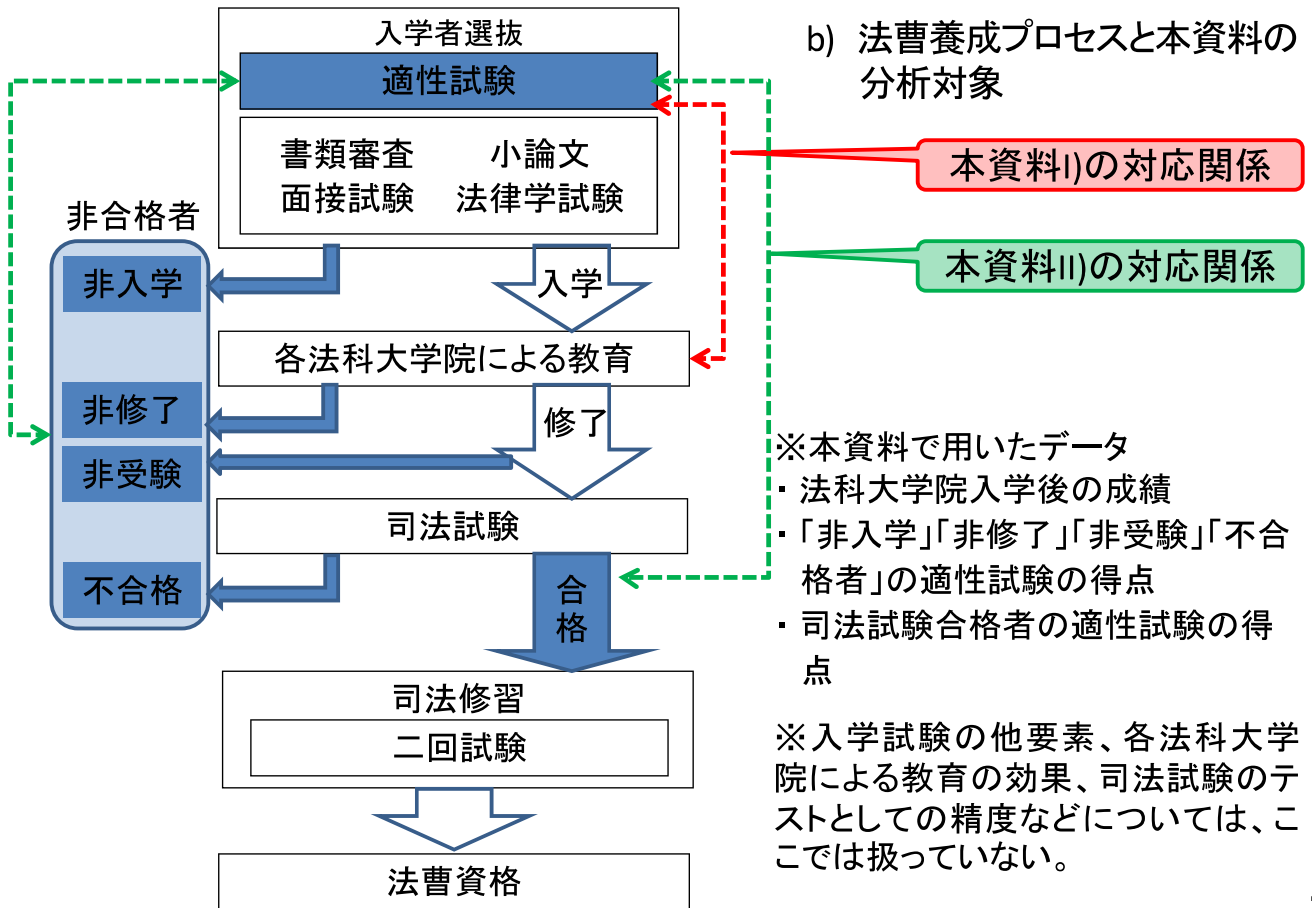
a-2) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

日本の入試(典型例)



6

III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係进行分析するための前提



7

c) 相関係数の選抜効果

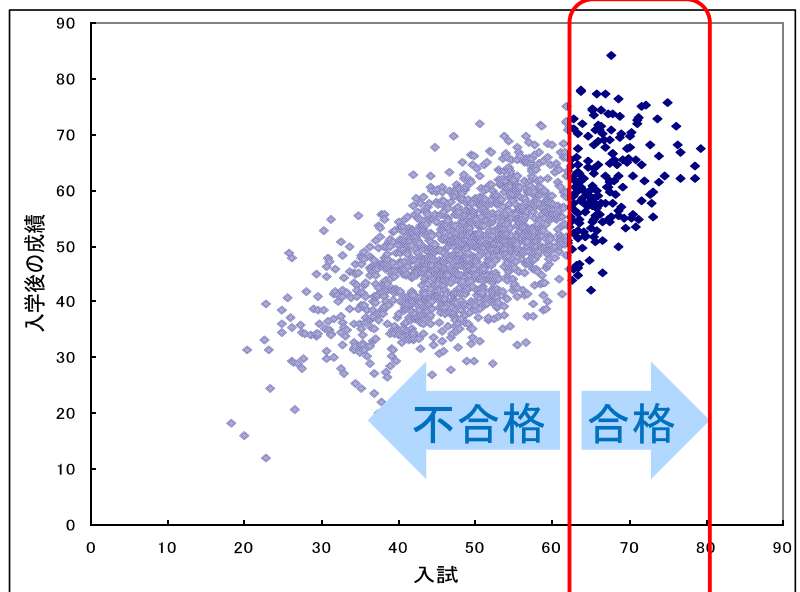
日本の医学部入学試験各科目と学業成績の相関係数の大きさの例

センター科目	平成7年度
英語	0.252
国語	0.336
社会	0.138
数学合計	-0.268
理科合計	-0.108
物理	-0.091
化学	-0.091
生物	-0.060

日本物理学会誌, Vol.55, No.8, 2000, p.616

※選抜効果により、専門と関連の深い理系科目との相関がマイナスないしほぼ0になる場合がある。

選抜効果の概念図



※相関係数の計算に使えるのが学業成績のある入学者データのためのため、入学試験成績と学業成績の相関が本来あるべき相関より低く見られることは理論的に証明されている(選抜効果)。したがって、入学試験の一部である適性試験の予測的妥当性(学業成績との相関関係)を議論する場合にも、LSATと同様、すべての受験者が入学したと仮定した場合の相関に統計的に修正する必要がある。

8